



新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に
 係る国民健康保険料及び介護保険料の減免の取扱いについて

見出しの保険料減免について、厚生労働省から、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症を感染症法上で5類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえ、令和4年度の保険料までで財政支援を終了するとの通知がありました（令和5年2月10日付け厚生労働省事務連絡）。

つきましては、本市においても、国の財政支援に準拠して行っていた見出しの保険料減免について、令和4年度の保険料までとします。

また、後期高齢者医療保険料についても、広島県後期高齢者医療広域連合において同様に減免を終了する予定です。

なお、令和5年4月以降も、令和4年度の保険料は減免対象となるため、引き続き申請を受け付けます。

【参考：保険料の減免実績】

支援内容	対象年度	減免件数	減免決定額
国民健康保険料	令和2年度	260件	48,160,560円
	令和3年度	96件	18,436,890円
	令和4年度 (令和5年1月末現在)	27件	4,501,260円
介護保険料	令和2年度	107件	5,359,360円
	令和3年度	37件	1,791,720円
	令和4年度 (令和5年1月末現在)	16件	773,660円